

1-20. 那覇市議会災害対策連絡本部要綱

令和 2 年 12 月 10 日
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号)第 166 条第 4 項の規定に基づき、那覇市議会災害対策連絡本部(以下「議会本部」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 議会本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 本会議、委員会等の開催準備の調整のほか議会機能回復に向けた対応協議に関すること。
- (3) 那覇市災害対策本部(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置されるものをいう。以下「市本部等」という。)から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。
- (4) 議員等からの情報を収集し、及び整理し、並びに市本部等に情報の提供を行うこと。
- (5) 国、県その他の関係機関に対して要請活動等を行うための内容を検討すること。
- (6) 市本部等からの依頼事項の実施に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 議会本部は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者で組織する。

- 2 議長は、議会本部を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。また、議会運営委員会委員長に事故があるとき又は欠けたときは、各会派代表者のうち年長の議員が議長の職務を代理する。
- 5 議長は、各会派代表者に事故があるとき又は欠けたときは、当該会派の議員

の中から当該代表者を代理するものを選任することができる。

(会議)

第4条 議会本部は、市本部等が設置され、市本部等における職員の配備体制が第3配備となった場合、遅滞なく、議長又は前条第3項若しくは第4項の規定により職務を代理するもの(以下「議長等」という。)が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長等の決するところによることができる。

(市本部等との連携)

第5条 議会本部は、市本部等の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて、市本部等に対し、災害情報の説明を求めることができる。

2 前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長等と市長が協議の場を設けることができる。

(事務局)

第6条 議会事務局は、議長等の命を受け、議会本部の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、議会本部の運営に関して必要な事項は、議長等が定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。